

第 675 回兵庫地方最低賃金審議会

議事録

日 時	令和 7 年 5 月 27 日（火） 9 時 56 分～10 時 44 分	
場 所	兵庫労働局 第 3 共用会議室	
出席者	公益委員	千田委員、庭本委員、三上委員、山口委員
	労働者委員	小菅委員、小西委員、中西委員、堀井委員、森田委員
	使用者委員	倉本委員、松岡委員、松下委員、吉川委員
	事務局	赤松労働局長、岡本労働基準部長、安積賃金室長、 山本賃金指導官、山中労働基準監督官、村田労働基準監督官
議 題	(1) 兵庫地方最低賃金審議会の会長選出等について (2) 兵庫地方最低賃金審議会の日程等について (3) 今年度の実地視察・意見聴取について (4) その他	
○山中労働基準監督官 おはようございます。 皆様お揃いですので、定刻より少し早いのですが、始めさせていただきます。 ただ今から、第 675 回兵庫地方最低賃金審議会を開催いたします。 傍聴者の皆様におかれましては、受付でお渡ししております遵守事項に記載しているとおり、円滑な議事進行に御協力いただきますようお願いいたします。 本日は、公益側委員の坂本委員、使用者側委員の谷口委員が御欠席ですが、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の規定による定足数を充足しておりますことを御報告いたします。 それでは、審議に入ります前に、令和 7 年度第 1 回目の審議会の開催となりますので、兵庫労働局長の赤松より、御挨拶を申し上げます。 ○赤松労働局長 おはようございます。 労働局長の赤松でございます。 本日は大変お忙しい中、本年度第 1 回目となります兵庫地方最低賃金審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。 本年度は第 55 期の審議会委員の初年度となりますが、前期に引き続き、委員に御就任いただいている皆様、また今期から新たに委員に御就任いただく皆様におかれましては、2 年		

間本審議会の審議に御協力を賜ることになります。

事務局といたしましても、円滑な審議の運営に尽くしてまいりたいと考えておりますので、皆様方の御理解、御協力、御指導をよろしくお願い申し上げます。

最低賃金をめぐる状況につきましては、昨年 11 月に閣議決定されました「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」の中で現在の全国加重平均 1,055 円を 2020 年代に全国平均 1,500 円にするという目標を掲げ、政府を挙げて、努力を継続するとされております。

また、御案内のとおり、最低賃金を含む賃金引上げが政府の重要施策に掲げられているところであります。

政府としましては、政労使会議を開催し、賃上げに向けた協力要請を使用者団体等に行っております。

また、兵庫県におきましても、本年 2 月 5 日に地方版政労使会議を開催し、労使団体の皆様、県、労働局がオール兵庫で物価上昇を上回る賃上げに取り組むとする共同メッセージを発信したところであります。

世界に目を向けますと、ウクライナ情勢、中東の軍事紛争はまだ終息せず、さらにトランプ大統領による関税政策によって、経済の先行きに不透明感が強まっており、鉄鋼や自動車など上乗せ関税の影響も、大変心配されるところでございます。

こうした中、委員の皆様方には最低賃金法に定められました地域別最低賃金の決定原則、また中央最低賃金審議会から示される目安金額、そして労働者の最低労働条件の確保など、総合的な観点から非常に難しい御判断をしていただくことになります。

本年度も厳しい審議日程の中で地域別最低賃金、並びに特定最低賃金に係る御審議をお願いすることとなり、大変御苦勞をお掛けすることになりますが、円滑な審議会運営が実施されますよう御協力を重ねて申し上げまして、今年度最初の審議会に当たっての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○山中労働基準監督官

本日は第 55 期の委員の皆様での最初の審議会となりますので、初めに委員の皆様を御紹介させていただきたいと思っております。

お手元にお配りしております第 675 回審議会資料を御確認ください。

表紙 1 枚目をめくっていただきますと、資料目次がございます。

目次のとおり、資料は資料 1 から資料 11 まで付けており、資料の全ページの右下に通し番号で頁数を記載しております。

1 ページを御覧ください。

こちらは資料 1 といたしまして、第 55 期の委員名簿となっております。この名簿では、公労使別にそれぞれ 50 音順に各委員のお名前等を記載しております。

それでは、恐れ入りますが、この名簿順に各委員のお名前をお呼びさせていただきますので、その場で御起立いただいて一言簡単に御挨拶をお願いいたします。

最初に、公益側代表委員より御紹介させていただきます。

(坂本知可委員(欠席)、千田直毅委員、新しく委員になりました庭本佳子委員、新しく委員になりました三上喜美男委員、山口隆英委員を紹介し、各出席委員より挨拶)

次に、労働者側代表委員を御紹介いたします。

(新しく委員になりました小菅梨絵委員、小西啓介委員、中西織絵委員、堀井説也委員、森田直樹委員を紹介し、各出席委員より挨拶)

最後に、使用者側代表委員を御紹介いたします。

(倉本信二委員、谷口幸史委員(欠席)、松岡直哉委員、松下田佳子委員、吉川和宏委員を紹介し、各出席委員より挨拶)

以上で御紹介を終わらせていただきます。

この第55期の委員の皆様におかれましては、任期が今年4月1日から2年間となっておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、事務局側でございますが、昨年度に引き続き、兵庫労働局長の赤松、労働基準部長の岡本、賃金室長の安積という体制で、事務局を運営してまいります。1年間よろしくお願いいたします。

それでは、議題の審議に入らせていただきます。

本日の審議会につきましては、次第2のとおり、

- (1) 兵庫地方最低賃金審議会の会長選出等について
- (2) 兵庫地方最低賃金審議会の日程等について
- (3) 今年度の実地視察・意見聴取について
- (4) その他でございます。

まず、議題(1)についてですが、本日は第55期委員での最初の審議会ですので、会長、会長代理の選出をお願いしたいと思います。

会長、会長代理の選出につきましては、最低賃金法第24条の規定により、公益委員の中から選挙により選出していただくこととなりますが、兵庫地方最低賃金審議会の慣行によりますと、公益委員の方から候補者を推薦していただき、それを審議会にお諮りして、御承認をいただくことになっております。

今回もそのようにさせていただいて、よろしいでしょうか。

○各委員

異議なし。

○山中労働基準監督官

それでは、公益委員の中から会長と会長代理の御推薦をいただきたいと思います。公益委員の皆様、よろしくお願いいたします。

○庭本委員

では、公益委員側としまして、私から提案させていただきます。

事前に公益委員の中で話し合いを行っておりまして、会長には山口委員、会長代理には千田

委員を推薦させていただきます。

○山中労働基準監督官

ありがとうございます。

ただ今、公益側委員から推薦いただきましたとおり、会長に山口委員、会長代理に千田委員に就いていただきたいと存じますが、皆様、それでよろしいでしょうか。

○各委員

異議なし。

○山中労働基準監督官

異議なしとのお声をいただきましたので、会長に山口委員、会長代理に千田委員が選出されたものと確認いたします。

それでは、会長、会長代理には中央側の座席に移っていただきます。

(公益側座席中央部に山口委員と千田委員が移動)

○山中労働基準監督官

ありがとうございます。

この後の議事進行につきましては、兵庫地方最低賃金審議会運営規程第5条第1項の規定により、会長が議事進行することになっておりますので、これからの議事進行につきまして、山口会長よろしく願いいたします。

○山口会長

会長に指名いただきました山口でございます。

今年度も審議会の運営につきまして、慎重かつ円滑な審議に努めてまいりたいと思いますので、委員の皆様の御協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、議事を続けます。

初めに、議事録を確認いただく委員の指名を行いたいと思います。

今年度につきましても、昨年同様公労使からそれぞれ1名ずつ指名することとし、公益側からは会長である私が議事録の確認を行いたいと思います。

次に、労使委員から1名ずつ指名したいと思いますが、労働者側委員はどなたにされますか。

○森田委員

はい。

○山口会長

使用者側委員は？

○松岡委員

松岡をお願いします。

○山口会長

それでは、審議会の議事録の確認をいただく委員は、私と森田委員と松岡委員とすることといたします。

また、確認を行う委員が欠席した場合は、適宜代わりの委員を指名することとしたいと思いますが、皆さんそれでよろしいでしょうか。

○各委員

はい。

○山口会長

ありがとうございます。

それでは、議題（２）の審議に入ります。

事務局から説明をお願いいたします。

○安積賃金室長

はい、それでは、議題（２）としまして、兵庫県最低賃金に係る答申日と発効日の関係について、御説明させていただきます。

審議会資料２ページの青い表を御覧ください。

こちらは、地域別最低賃金の場合における令和７年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定の一覧表となっております。

黄色塗りした枠のところを御覧ください。

当審議会におきましては、改正した最低賃金の発効については、従来から１０月１日に発効していましたので、今年度もそれを目指すとした場合、８月５日に答申を行う必要がございます。

８月５日に答申をすれば、８月２０日の異議申出締切となり、９月１日に官報公示をして、１０月１日の発効となります。

なお、ただ今説明いたしました答申日と発効日の関係はあくまでも法令の手続きによるものであり、発効日は当然に審議状況によって、決定されるものでありますので、御承知おきいただきたいと思います。

資料の３ページを御覧ください。

こちらが、産業別の特定最賃の場合の一覧表になります。

この特定最賃につきましては、例年同様１２月１日の発効を目指した場合の予定としましては、黄色く塗ったところとなり、右側の発効日欄で１２月１日となっているものがないた

め、11月30日発効分を12月1日の指定日発効とする必要がございます。

その場合に、10月2日に答申を行い、10月17日に異議申出を終えて、10月31日に官報公示をして、12月1日に指定日発効するという流れとなります。

続きまして、今後の予定案について、資料の4ページを御覧ください。

これは地域別最賃について、8月5日を答申期限とした場合の当審議会での開催日程を事務局案として作成したのとなっております。

今年度は中賃での目安諮問が例年より少し遅れる予定だと聞いておりますので、まず7月15日に次回第676回本審を開催し、7月18日に第677回本審を開催する予定としています。

続きまして、7月30日に第678回本審を開催した後に同日第1回兵庫県最低賃金専門部会を開催し、最低賃金改正額についての審議を始めていただく予定としております。

その後、7月31日から8月4日の間に必要に応じて兵庫県最低賃金専門部会を3～4回開催したうえで、8月5日に第679回本審において改定額の答申を行い、8月21日の本審で異議申出に係る調査審議を行う予定で考えております。以上となります。

○山口会長

事務局から、兵庫県最低賃金の改正に係る8月21日木曜日までの日程案が示されましたが、皆さんよろしいでしょうか。

何か御意見、御質問ございますでしょうか。

○堀井委員

労働側堀井です。

確認です。8月5日の午前に本審を入れておられますので、これが10月1日発効のリミットの日付だと思います。

去年は多分専門部会で4回審議したと思うのですが、これまでは5回審議ということも経験している関係でいくと、5日の午前中に5回目の専門部会がある可能性も否定できないのかなと思っています。

その場合には昼からの本審というのも可能性としては、ありうるのでしょうか。そこを確認したいのですが。

○安積賃金室長

それは審議状況によりましては、ありうると思います。

○岡本部長

4回で専門部会が終わらなかった場合には5日の午前にも専門部会を開催した上で、午後から本審を開催する。10月1日発効を目指すのであれば、それが最大限の日程ということになりますね。

○山口会長

確認をさせていただきます。8月5日午前中に最低賃金審議会本審が予定されていますが、ここまでに最低賃金専門部会の第2回から第4回を4日までやって、うまく合意が得られなかった場合は5日の午前中に5回目の専門部会を開くということも視野には入れているということ。その関係上、現在は5日の午前中に予定されている審議会の本審が午後に移動する可能性もあるということですね。

○安積賃金室長

少しお断りなのですが、会議室の方がその部分で調整が必要になってこようかと思えます。今のところ、調整しないとその日程では組みにくいかなと思っておりまますので、審議の状況に応じて、こちらで調整したいと思っております。

○山口会長

そういうことでよろしく願いいたします。その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

日程がどうなるか難しいところではありますが、調整の方よろしく願いいたします。

それでは議題（3）に入りたいと思えます。

事務局から説明をお願いします。

○村田労働基準監督官

はい。今年度の実地視察、意見聴取について、御説明させていただきます。

審議会資料の5ページを御覧ください。

この実地視察につきましては、最低賃金の審議に当たり、地域や産業の実態を知っていただくことを目的に例年実施しております。

今年度の実地視察は、県内の宿泊業・飲食サービス業、卸売業・小売業を対象とすることを今年の3月10日の本審にて御了解いただいております。

現時点では、飲食業につきましては、飲食店と個別に調整中で、小売業につきましても、書籍販売店と個別に調整を行っているところです。

その実施日につきましても、調整中ではありますが、飲食業、小売業ともに6月中に実施したいと考えております。

御参加いただく委員の方につきましては、例年受入れ側の事業場の施設状況や業務負担ということを考えまして、公労使側の委員それぞれ1名ずつ参加していただき、その結果を本審にて報告していただいております。

事務局におきましては、視察事業場や日程等が決まり次第、別途各委員側にメールにてお知らせし、参加委員の調整をお願いさせていただきたいと思っております。

また、昨年度まで実施しておりました事業場側からの意見聴取につきましては、先の3月10日の本審において、実施を省略することが確認されていることから、今年度は実施致しませんのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

○山口会長

実地視察については、事業場や労働者の実態を直接見聞きすることができる良い機会ですので、各委員において、可能な方は出席調整をお願いいたします。

また、事業場との日程や参加者等の調整については、事務局の方で準備を進めていただきたいと思います。

何か委員の方から、御意見等ございますでしょうか。

○各委員

(特になし)

○山口会長

はい、それでは、議題（４）「その他」について、事務局から何かありますでしょうか。

○安積賃金室長

はい、では事務局からお手元の審議会資料のうち、添付資料についての御説明をさせていただきます。

今年度の最低賃金改正審議につきましても、春季労使交渉での賃上げ動向、関税や物価の動き、企業の倒産件数の動向、実質賃金の動向等を考えますと、非常に難しい審議となることが予想されます。

事務局からは、得られました情報を適宜御提供させていただきますのでよろしくお願いいたします。

今回、この最低賃金審議会での委員としての審議が初めての方もいらっしゃいますので、昨年度の最低賃金の改正状況を含めまして、審議会制度につきまして簡単に御説明させていただきます。

お手元にお配りの資料5、ページ番号6の横書きの青色の表を御覧いただきたいと思います。

次の7ページに「最低賃金制度について」というページがございます。

そのページの真ん中の青色の「2. 地域別最低賃金」という表の欄に平成 16 年から令和6年までの全国加重平均の地域別最低賃金額の推移の一覧表がございます。

一番右側に昨年令和6年の状況が記載されており、全国加重平均では時間額 1,055 円、目安額 50 円のところ、対前年度引上げ額は 51 円、対前年度引上げ率 5.1%と過去最高の引上げとなりました。

その下の青色の「3.地域別最低賃金の決定基準」については、冒頭局長が申しましたとおり、審議に当たる3要素、労働者の生計費、労働者の賃金の状況、それから、企業の賃金支払能力、この3要素を総合的に勘案して定めるとされていますので、この3要素をもとに御審議のほどよろしくお願いいたします。

10 ページを御覧いただきたいと思います。

左側のピンク色の表が令和5年度から適用された目安のランクとなります。目安制度のあり方は5年ごとに見直しがなされ、右側の青色の表が令和4年度までの A～D の4ランク、左側のピンク色の

表が令和5年度からの A～C の3ランクに変更されたものとなっております。兵庫は現在 B ランクとなっております。

続いて、11 ページを御覧ください。

昨年度の中央最低賃金審議会の答申を受けて示された地域別最低賃金額改定の目安になります。

真ん中の青い表を確認していただきますと、ABCの全ランクにおいて、昨年度は一律 50 円の目安が示されたことがお分かりいただけると思います。

地方の最低賃金審議会におきましては、この示された目安額を参考にして審議を進めるということになっております。

目安については、それには拘束されないというのですが、過去に地方において目安を下回る答申というのは、大災害等ごく限られたケースしか事例はないところとなっております。

続きまして、13 ページを御覧ください。

こちらが昨年度の各都道府県の地域別最低賃金額と発効状況についての一覧表となります。

兵庫の状況といたしましては、この表の右側の黄色塗りのところとなります。

ご存じのとおり、兵庫では昨年度、目安プラス 1 円の 51 円アップ、時間額 1,052 円に改定され、10 月 1 日に発効しております。本審での結審状況といたしましては、「●」となっていますとおり、使用者側委員反対のもと、採決で結審しております。

今年度につきましても、例年同様の 10 月 1 日発効を目指していきたいと考えております。

続きまして、14 ページを御覧ください。

昨年度の地域別最低賃金の改正決定の手順を示しております。

下側の表の黄色塗り部分が兵庫での昨年度の実績の日程を記載しております。

上段の青色点線で囲った部分が中央での流れ、下段が兵庫地方最低賃金審議会この審議会での流れを記載しております。

流れとしましては、上段の中央最低賃金審議会では、昨年度は6月 25 日に大臣から諮問が行われております。そして7月 25 日に「目安」が答申されておりました。

今年度はこの目安諮問が7月以降にと大幅に遅れ、それに伴いまして答申についても遅れる見込みと予想されます。

下段を御覧いただきますと、黄色塗りのとおり、兵庫では昨年度、兵庫労働局長が7月 1 日に審議会に諮問し、7月 29 日の審議会にて調査審議、その後、8月 5 日に改定額の答申、異議申出等の調査審議を行ったことを記載しております。その結果、8月 30 日に改定額を決定公示して、10 月 1 日に効力が発生したという流れになってございます。

続きまして、16 ページを御覧ください。

こちらにも青塗りで3つの枠がございますが、冒頭局長の申しましたとおり、一番下のところの 11 月 22 日付けの閣議決定の第1節1.(1)のアンダーラインを引いているところを御覧いただきますと、「2020 年代に全国平均 1,500 円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続する」ことが決定されております。

次に、統計資料についての御説明をさせていただきます。

(以下の資料について、説明)

資料7. 商工会議所 LOBO(早期景気観測)

資料8. 令和7年度全国財務局長会議資料(近畿財務局)

資料9. 3月の中小企業月次景況調査(全国中小企業団体中央会)

資料 10.小規模企業景気動向調査(全国商工会連合会)

資料 11.最低生計費試算調査・総括表(全労連)

○山口会長

統計資料等の説明でありましたが、今の事務局の説明に関しまして、御意見等ございませんでしょうか。

○堀井委員

1件確認ですが、これらの資料については、全国で統一的に他の審議会も同じ資料を共有しているという認識でよろしいですか。

○安積賃金室長

はい、そのとおりです。今回は同様の資料等を共有しているものと思っていただいて結構です。

○山口会長

それでは、他に何かございますでしょうか。

○各委員

(特になし)

○山口会長

はい、特になければ、次回の日程について、事務局から説明をお願いいたします。

○安積賃金室長

はい、今年は例年より遅れて中央最低賃金審議会での目安の改正諮問が見込まれると聞いております。それを踏まえまして、局長から兵庫県最低賃金の改正諮問をさせていただきたいと考えております。

そのため、次回は7月15日火曜日午前10時、場所はこの会議室にて開催させていただきたいと思います。

また、その際には産業別の兵庫県特定最賃の改正の必要性について、令和元年以前のように本審で一括して審議するのか、又は昨年度のように各産業別の専門部会でその必要性の審議をするのかというところを確認していきたいと思います。

そのため、労働者側、使用者側の各委員におかれましては、それぞれ事前に御意見を調整しておいていただければと思っております。

○山口会長

はい、ただ今、事務局から次回日程等の説明がありました。

次回の本審については7月15日午前10時、場所はこの会議室という説明でした。

その際に、産業別特定最賃の改正の必要性を本審で審議するのか、各産業別の専門部会で行うのか、審議の方針として、決めていく必要があるため、労側・使側の各委員におかれましては、事前にしっかりと意見調整をしておいてください。

また、次回本審の公開・非公開についてですが、昨年度同様、公開としたいと思います。

以上のとおりで、委員の皆さん、よろしいでしょうか。

○各委員

はい。

○山口会長

では、次回の本審は、7月15日午前10時から開催したいと思います。

事務局から何かありますでしょうか。

○安積賃金室長

特にございません。

○山口会長

それでは、他になければ、今回の審議会はこれで終了いたします。

皆さんお疲れ様でした。どうもありがとうございました。

山口 隆英

森田 直樹

松岡 直哉